

生駒市水道事業管理規程第8号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成28年4月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「別表第2の」の次に「4の項及び」を加える。

別表第2の4の項各号を次のように改める。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 文化又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) その他管理者が相当と認める活動

別表第2の10の項中「2日」を「3日」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。